学校司書のリカレント教育を考える 学校図書館をよりよくしていくために

鈴木 史穂(地方自治体司書)

2019年8月4日に札幌市で開催されたシンポジウム「Road to the Future: School and Children's Librarianship 子どものための図書館サービス専門職養成の国際動向」に参加した。それはオンラインによる学校司書のリカレント教育の可能性を考えたかったからであった。筆者はかつて学校司書として働きながら、社会人学生として東北大学大学院で学んだ経験があり、その経験から、リカレント教育の必要性を実感している。しかし、実際問題として、現場の学校司書がリカレント教育を受けるには、職場の上司や同僚の理解と、かなりの時間、経費、そして体力が必要になる。これらを解決する手段として、オンラインによる教育を利用することができれば、それら負担がかなり減り、気軽に受講できるし、延いては学校図書館の発展にもつながるのではないかと考えていた。

2014年6月に学校図書館法が改正され、「学校司書」が法制化された。しかし、「学校司書」独自の資格がないため、学校図書館の現場では、「司書」や「司書補」の資格で働く学校司書が多い。この様な中で、後述するように、同法の附則2により、学校司書の資格と養成の検討が求められた。そして、2016年11月には「学校司書のモデルカリキュラム案」が提示され、それを基に翌2017年には「学校司書養成プログラム」を開設した大学も出てきた¹⁾。このモデルカリキュラムは10科目20単位で構成されており、内容的には教育に関する科目や司書資格の科目など、他の科目と読み替えることができるものも含まれている。

学校司書の養成が、学校図書館の質の向上を目指すものであるならば、今現在、現場で働いている学校司書(もしくは学校図書館で働いている職員)を対象にしたリカレント教育を実施することが目的達成への一番の近道ではないだろうか。これを実施するにあたっては、リカレント教育を気軽に受講できる方法を提供する必要がある。では、どのような方法があるか。それには二つの方法が考えられる。

ひとつは、短期間の講習形式である。しかしこの所、司書資格取得のための司書及び司書 補講習を実施している大学自体が減少しているというのが実状である。確かに講習を受講で きれば学校司書の仲間ができ、情報交換もできるというメリットがあるが、現実には、受講 可能な大学まで出かける時間的余裕はなく、旅費、宿泊費など経済的負担も大きい。すなわ ち、学校司書の多くは今、非正規職員(臨時職員)として働いている²⁾。これら非正規職員 にとって休暇の取得は難しく、その上、受講料などの関連費用を支払ってまで受講するとい うことは容易ではない。

二つ目は、オンラインでの学校司書講習の開講である。ネット環境が整っていて、オンラインで受講可能な講座であれば、余暇の時間を利用し、比較的安価で受講できる。たとえば、国立国会図書館の遠隔研修³⁾では、各種図書館職員のために、YouTube の「国立国会図書館公式チャンネル」で研修の動画を提供しているが、このような方法をうまく利用することにより、時間と経費の問題は解決され、学校図書館の現場でも広く活用されるのではないだろうか。

今回のシンポジウムでは、この二つ目の可能性について考えたかった。シンポジウムの会場では、学校図書館や公共図書館の児童サービスの専門職養成プログラムを実際にオンラインで提供しているアメリカ合衆国、カナダ、スペインのプログラム概要や内容等と現状が報

告された。

しかし、参加して強く印象に残ったのは、それらの報告よりも学校司書の専門性に対する 社会的評価が低すぎることであった。Dr. Jennifer Branch(アルバータ大学)の「スクー ルライブラリアンは、長期にわたりライブラリアンのヒエラルキーの下部に位置づけられて いて、それはずっと変わっていない」という発言には衝撃を受けた。すなわち、ライブラリ アンには、「Academic Librarian, Special Librarian, Public Librarian, Children's Librarian, School Librarian」というヒエラルキーがあるというのだ。

学校司書には、司書としての知識だけでなく、児童・生徒に対する教育支援に関する知識も当然必要になると私は考えている。また、児童・生徒だけでなく、学校という組織に所属している職員間のコミュニケーションを図り、学校図書館の位置づけを確固たるものにしていくための、多岐にわたる知識、スキル、経験が求められている。なのに、社会的には、学校司書の専門性がそれほど認知されていないという現実を改めて確認し、残念でならなかった。

学校図書館法の附則 2 において、国が「学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが求められている一方、同法第 6 条 2 には「国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」とある。(下線は引用者による)

学校図書館法でいうところの「資格」と「研修」とは、実際に学校図書館で働く上での「理論」と「実践」に近い関係だと考えられる。たとえば、2019年10月に発行された『学校司書研修ガイドブック:現場で役立つ23のプログラム』は、「学校司書、研修を実施する学校図書館支援センター職員、読書活動を実践してきた教員らが、現場の経験を生かして作った学校司書の研修ガイドブック」である4。これには、学校司書のニーズに応えた16の研修プログラムとその解説が記されている。

すなわち、「学校司書モデルカリキュラム」の科目は、学校図書館概論;図書館情報技術論;図書館情報資源概論;情報資源組織論;情報資源組織演習;学校図書館サービス論;学校図書館情報サービス論;学校教育概論;学習指導と学校図書館;読書と豊かな人間性であり、理論の面から学校図書館を学んでいくという構成になっている。

それに対して、『学校司書研修ガイドブック:現場で役立つ 23 のプログラム』は、1. 新任者研修; 2. 学校図書館とは何か; 3. 学校図書館に求められる資料の種類と特性; 4. 学校図書館資料の構築; 5. 学校図書館の環境整備; 6. 子どもの本を知る; 7. 本を評価する; 8. 読書活動の時間; 9. 読み聞かせ; 10. ブックトーク; 11. 学校図書館オリエンテーションと利用指導; 12. 学校司書がおこなう調べ学習支援; 13. レファレンスサービス; 14. 学校図書館と子どもとのかかわりを考える; 15. 広報; 16. 業務のふりかえりと次年度の資料作り、という内容であり、学校図書館の現場で実際に必要とされている知識とノウハウとにより構成されている。

学校図書館では、学校司書が一人ですべてを担当せねばならないことが多い。ゆえに即戦力となる人材が求められている。となると、まずは実践面でのスキルアップにつながる研修を受ける機会が必要になってくる。このようにして研鑽を積んでいく中で、後ろ盾となる理論の必要性が生じてきてはじめて、「学校司書モデルカリキュラム」のような科目を受講する必要性が出てくるというのが順序であろう。しかし、今現在、学校の現場で働いている学校司書にとって、受講しやすい環境と仕事上のメリットや必要性がなければ、受講しようと

いうモチベーションは湧いてこない。「学校司書モデルカリキュラム」自体、実は学校司書の「資格」ではなく「養成」のモデルカリキュラムなのである5)。だから「学校司書モデルカリキュラム」を安価で、しかも受講しやすいオンラインで開講しないかぎり、理論的な知識は、なかなか学校図書館の現場に広まってはいかないのではないかということを危惧する。学校司書の養成は、今後、学校図書館をよりよくしていくために必要不可欠なことであり、今すぐにでも実施していかなければならない課題の一つである。学校司書養成のためのカリキュラムが、学校図書館の現場の職員にも受講可能な形で提供される日が一日も早く来ることを願っている。

¹⁾ 野末俊比古・小田光弘「青山学院大学における「学校司書養成プログラム」の開設と運用」『図書館 雑誌』111 (7), 2017.7, p.443-445.

²⁾ 全国 SLA の調査によると、小学校では 86.3%、中学校では 84.7%、高校では 39.7%の学校司書が 臨時職員として働いている。(全国 SLA 研究調査部「2019 年度学校図書館調査報告」『学校図書館』 no.830, 2019.12, p.26-27.)

³⁾ 国立国会図書館「遠隔研修のページ」 https://www.ndl.go.jp/jp/library/training/remote/index.html, (参照 2020-02-25).

⁴⁾ 学校図書館まなびの会『学校司書研修ガイドブック:現場で役立つ 23 のプログラム』玉川大学出版部, 2019. 引用は p.4

⁵⁾ 堀川照代「「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」に関する報告」『図書館雑誌』111 (7), 2017.7, p.438.